

原子力損害賠償の完全実施を求める意見書

本年6月に閣議決定された「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」においては、除染の十分な実施、インフラや生活に密着したサービスの復旧、事業・生業の再建等を可能とする集中的な自立支援策の展開を前提とし、避難指示解除準備区域等の精神的損害の追加賠償や商工業等に係る営業損害賠償についての考え方が示され、その後、東京電力（株）において請求手続が開始されている。

福島復興・再生のためには、原子力損害賠償の完全実施が最重要課題であり、被害の実態に即した十分な賠償が最後まで確実に行われることが極めて重要である。国は、被害者に寄り添ったきめ細かな対応が確実に実施され、被害者の生活や事業の早期再建に向けた支援が着実に進められるよう、東京電力（株）に対する指導・監視をより一層強化すべきである。

よって、国においては、東京電力（株）に対する指導・監視に当たって、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行わせること。
- 2 平成27年3月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- 3 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。
- 4 「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介実例を、被害の状況が類似している地域等において同様に適用し、全ての被害者への公平な賠償を直接請求により迅速かつ確実に行わせること。
- 5 自主的除染に係る費用の賠償については、自ら除染せざるを得なかった個人や事業者の事情を十分に踏まえた上で、被害者からの請求に柔軟かつ丁寧に対応させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆議院議長	
参議院議長	
内閣総理大臣	あて
文部科学大臣	
経済産業大臣	
復興大臣	

福島県議会議長 杉山純一